

お知らせ

家庭裁判所提出用診断書（成年後見用） 及び診断書附票について

◇地域福祉部◇

家庭裁判所では、後見等開始事件の申立人に対し、申立時の添付書類として、診断書の提出を求めています。今般、その診断書及び診断書附票の様式について、北海道内の家庭裁判所が統一して使用する標準的な様式が以下のとおり定められましたのでお知らせいたします。

なお、診断書の様式については、最高裁のホームページに記載されている様式を利用することも可能であることを申し添えます。

（家庭裁判所提出用） *この診断書の記入要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

診断書（成年後見用）

1	氏名	男・女
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生（ 歳）
	住所	
2	医学的診断	
	診断名	
	所見（現在症、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など。）	
	精神上の障害の程度	<input type="checkbox"/> 最重度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 軽度
	→「重度」と判断される場合は、以下にも記入をお願いします。	
	<input type="checkbox"/> 知能検査実施済み（IQ＝_____（検査名	、実施日
	<input type="checkbox"/> 長谷川式簡易知能評価スケールを実施済み（	点、実施日
	<input type="checkbox"/> 知能検査等の施行が不可能な状態である。	
	（理由：_____）	
	<input type="checkbox"/> その他（_____）	
	<input type="checkbox"/> いわゆる植物状態やそれに準ずる状態である。	
	<input type="checkbox"/> 言葉・筆談で他者とコミュニケーションがとれないか、発語等はあるが意味が通じない又は通じないことが多い（痛みを訴えたり、物を取ってほしい等の簡単な意思表示はできるが、それ以上のやりとりはできない場合も含む。）	
	備考（診断が未確定のときの今後の見通し、必要な検査など）	
3	判断能力判定についての意見（下記のいずれかをチェックするか（意見）欄に記載する）	
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。 （後見程度。日常的に必要な買い物も自分ではできず、だれかに代わってやらなければならないという程度）	
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。 （保佐程度。日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度）	
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。 （補助程度。重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について自分でできるかもしれないが、本人のためにはだれかに代わってやらなければならないという程度）	
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。	
	（意見）	
	判定の根拠（検査所見・説明）	
	備考（本人以外の情報提供者など）	

以上のとおり診断します
病院又は診療所の名称
所在地・電話番号
担当診療科名
担当医師氏名

平成 年 月 日

印

診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、新しい成年後見制度においては、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、

- 鑑定を担当できる。(2以下にもご回答ください)
- 鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名：

所属病院：

連 絡 先：住所

電話番号

- その他

(以下は、鑑定を担当していただける場合にご回答ください)

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

(裁判所としては一般的に_____万円(税、文書料等込)でお願いしております。)

_____万円で担当する。

その他()

(2) 鑑定に要する期間について

(多くの事例で、30日間前後でご担当いただいております。)

鑑定には、_____日間必要です。

(3) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」の送付について

不要 必要

(4) 鑑定書書式データのフロッピーの送付について

(一太郎、Wordの書式を用意してあります。)

不要 必要

3 裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。

(医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります。)

医師に直接

医師以外

氏名：

所属：

電話： ()

郵便送付先：

*連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

*なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。